

千葉県社会福祉施設整備資金利子補給金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、市内民間社会福祉施設（以下「施設」という。）の整備の促進及び経営の健全化並びに入所者等の処遇の向上を図るため、社会福祉法人又は一般社団法人若しくは一般財団法人（以下「社会福祉法人等」という。）が施設整備のため独立行政法人福祉医療機構から借り入れた福祉貸付資金（建築資金及び設備備品整備資金に限る。）及び社会福祉法人千葉県社会福祉協議会から借り入れた千葉県社会福祉事業振興資金（以下これらを「社会福祉施設整備資金」という。）の利子償還に要する経費について、予算の範囲内において千葉県補助金等交付規則（昭和60年規則第8号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、当該社会福祉法人等に対し、補助金を交付する。

(補助対象施設)

第2条 補助金の交付の対象となる施設は、次の各号に掲げる施設とする。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条に規定する保護施設

(2) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する老人福祉施設（老人福祉センターを除く。）

ただし、平成17年4月1日以降に整備するものにあつては、養護老人ホーム及び軽費老人ホーム（特定入所者生活介護を行うものを除く）に限る。

(3) その他市長が特に必要と認めた施設

(補助対象経費等)

第3条 補助の対象となる経費、基準額及び補助率は別表1及び別表2のとおりとする。

2 前項の規定により算出した交付額に一円未満の端数が生じた場合には切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第4条 規則第3条の規定により補助金の交付を申請しようとするときは、市長が定める期日までに、千葉市社会福祉施設整備資金利子補給金交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 交付決定後の事情の変更により、補助金の交付申請額に変更が生じたときは、遅滞なく、千葉市社会福祉施設整備資金利子補給金変更交付申請書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

（交付の条件）

第5条 規則第5条の規定により付する条件は、次に掲げるとおりとする。

（1）社会福祉施設整備資金の償還に係る計画を変更するときは、あらかじめ、市長の承認を受けること。

（2）補助金の収支に関する帳簿及び証拠書類を備え、当該補助事業が終了した日の属する年度の翌年度から10年間これを保管すること。

（3）規則及びこの要綱を遵守すること。

（交付決定通知）

第6条 規則第6条の規定による通知は、千葉市社会福祉施設整備資金利子補給金交付決定通知書（様式第3号）によるものとする。

2 第4条第2項に規定する変更交付の申請があったときは、規則第4条の規定に準じて変更交付について決定し、千葉市社会福祉施設整備資金利子補給金変更交付決定通知書（様式第4号）によって通知するものとする。

（承認申請）

第7条 第5条第1号の承認を受けようとするときは、千葉市社会福祉施設整備資金利子補給金変更承認申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第8条 規則第12条に規定する実績報告をしようとするときは、千葉市社会福祉施設整備資金利子補給事業実績報告書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

(補助金額の確定通知)

第9条 規則第13条の規定による通知は、千葉市社会福祉施設整備資金利子補給金額確定通知書(様式第7号)によるものとする。

(交付の請求)

第10条 規則第16条第1項の規定により、補助金の交付を請求しようとするときは、千葉市社会福祉施設整備資金利子補給金交付請求書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

2 規則第16条第2項において準用する同条第1項の規定により補助金の交付を請求しようとするときは、千葉市社会福祉施設整備資金利子補給金一括(分割)事前交付請求書(様式第9号)を市長に提出しなければならない。

(決定の取消通知)

第11条 規則第17条第3項において準用する第6条の規定による通知は、千葉市社会福祉施設整備資金利子補給金交付決定取消通知書(様式第10号)によるものとする。

(返還命令)

第12条 規則第18条第1項又は第2項の規定による返還命令は、千葉市社会福祉施設整備資金利子補給金返還命令書(様式第11号)によるものとする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、千葉市社会福祉施設整備資金利子補給金の交付に関し必要な事項は、保健福祉局長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成2年4月1日から施行する。
- 2 千葉市社会福祉施設整備資金利子補給金交付要綱(昭和58年4月1日施行)は、廃止する。

附 則

- 1 この要綱は、平成6年3月30日から施行し、平成5年度分の予算に係る補助金から適用する。

- 2 この要綱の施行について、利子補給金を既に改正前の千葉市社会福祉施設整備資金利子補給金交付要綱に基づき受けているものについては従前の例による。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行し、平成14年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成15年2月1日から施行し、平成14年度分(平成13年度からの繰越分を含む。)の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成15年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行について、利子補給金を既に改正前の千葉市社会福祉施設整備資金利子補給金交付要綱に基づき受けているものについては従前の例による。

附 則

この要綱は、平成18年4月3日から施行し、この要綱による改正後の千葉市社会福祉施設整備資金利子補給金交付要綱は、平成18年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年10月1日から施行し、平成18年度分の予算に係る補助金から適用する。
- 2 この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の千葉市社会福祉施設整備資金利子補給金交付要綱の規定により補助金の交付を受けているか、平成18年9月30日以前に施設整備のため独立行政法人福祉医療機構から福祉貸付資金(建築資金及び設備備品整備資金に限る。)を借り入れている障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための

法律（平成17年法律第123号。以下、「支援法」という。）附則第35条による改正前の身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第5条第1項に規定する身体障害者更生援護施設（補装具製作施設及び視覚障害者情報提供施設並びに昭和60年1月22日付け厚生省社更第6号の別紙「身体障害者福祉センター設置運営要綱」の2に規定する身体障害者福祉センターA型、身体障害者福祉センターB型及び障害者更生センターを除く。）、支援法附則第52条による改正前の知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第5条に規定する知的障害者援護施設及び支援法附則第46条による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第50条の2に規定する精神障害者社会復帰施設については、この要綱による改正後の千葉県社会福祉施設整備資金利子補給金交付要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 4 この要綱の施行の日前に施設整備のため独立行政法人福祉医療機構から借り入れた福祉貸付資金（建築資金及び設備備品整備資金に限る。）の利子償還に要する経費に係る千葉県社会福祉施設整備資金利子補給金については、この要綱による改正後の千葉県社会福祉施設整備資金利子補給金交付要綱の規定にかかわらず、なお、従前の例による。
- 5 この要綱の施行の際、現に千葉県社会福祉施設整備資金利子補給金の交付を受けている者でこの要綱による改正後の千葉県社会福祉施設整備資金利子補給金交付要綱第7条の規定による実績報告をしようとするものは、この要綱の施行の日から1年間は、この要綱による改正前の千葉県社会福祉施設整備資金利子補給事業実績報告書（様式第3号）により報告することができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年8月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に改正前の要綱の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 3 この要綱の施行の日前に、この要綱による改正前の千葉市社会福祉施設整備資金利子補給金交付要綱の規定により補助金の交付を受けた市内民間社会福祉施設であって、施行の日以後においても当該補助金の交付に係る社会福祉施設整備資金の利子償還を行うものについては、改正後の千葉市社会福祉施設整備資金利子補給金交付要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年7月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表1 (平成13年4月1日から平成17年3月31日までに整備を開始した介護保険関連施設及び平成13年12月1日以降に整備を開始した社会福祉施設)

貸付主体	資金の種類	補給金基本額	補助率
独立行政法人福祉医療機構	福祉貸付資金	当該年度中に支払った利子の総額	3/4

備考

- 1 介護保険関連施設とは、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第1項に規定する居宅サービス及び同条第25項に規定する施設サービスを提供する施設を言う。別表2において同じ。
- 2 平成17年4月1日以降に整備を開始した介護保険関連施設については、補助対象外となる。
- 3 償還の滞納により、借入れ当初に独立行政法人福祉医療機構から発行された償還約定表に基づく償還計画が変更となった場合、利息の増額部分は対象経費から除く。

別表2（別表1以外の社会福祉施設）

貸付主体	資金の種類	施設種別	補給金基本額	補助率
独立行政法人 福祉医療機構	福祉貸付資 金	介護保険関連 施設	当該年度中に支払った利子の総額 × $\frac{4.0}{\text{借入利率}}$	<u>3.3</u>
			(注) 二重下線部分は、借入利率が年4.0%を超える場合のみ適用する。	<u>4.6</u>
		介護保険関連 施設以外	当該年度中に支払った利子の総額 × $(1 - \frac{\text{スプリンクラー設備整備費}}{\text{総事業費}})$	<u>4.0</u>
			当該年度中に支払った利子の総額 × $\frac{\text{スプリンクラー設備整備費}}{\text{総事業費}}$	<u>10</u>
社会福祉法人 千葉市社会福 祉協議会	千葉市社会 福祉事業振 興資金	介護保険関連 施設	当該年度中に支払った利子の総額 × $\frac{\text{スプリンクラー設備整備費}}{\text{総事業費}}$	<u>3.3</u>
		介護保険関連 施設以外	当該年度中に支払った利子の総額 × $\frac{\text{スプリンクラー設備整備費}}{\text{総事業費}}$	<u>10</u>

備考

- 補給金基本額の欄中、スプリンクラー設備整備費及び総事業費は、当該施設整備に係る千葉市民間社会福祉施設建設費等補助金交付要綱（平成11年4月1日施行）に定める補助金交付申請書（様式第1号）及び申請額算出内訳（別紙1-1、1-2）記載の額とすること。
- 別表1以外の社会福祉施設とは、平成13年4月1日前に整備を開始した介護保険関連施設及び同年12月1日前に整備を開始したその他の社会福祉施設をいう。
- 償還の滞納により、借入れ当初に独立行政法人福祉医療機構から発行された償還約定表に基づく償還計画が変更となった場合、利息の増額部分は対象経費から除く。